

■ ご参考

FAQ

FAQ

Q1. 法令上は問題ないのか？

A1. 問題ありません。

電子署名法第3条により電子ファイルに対する電子署名が、紙に対する押印や署名と同等の効力をもつことを認めた

電子署名法第3条

「電磁的記録であって……、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」



真正な成立の推定

類似的仕組み



民事訴訟法第228条第4項

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」



真正な成立の推定

FAQ

Q2. 電子契約にすると、なぜ印紙税を払わなくてよいのか？

A2. 印紙税法は、印紙税の対象を「課税文書」と定めています。電子契約で作成・交付する「電子データ」はこの「課税文書」にあたらなないので、印紙税対象外となります。

印紙税法第2条：（課税物件）

別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。



解釈

この「文書」とは書面の文書をさし、電子データはこれにあたらない。よって、電子契約に印紙税はかからない。

FAQ

Q3. 原本が電子化されると自由にコピーを作成できると思うのだが、問題ないのか？

A3. 原本の電子データは、本サービスのサーバ内に安全に保管され、アクセス管理されているため、不用意にコピーされることはありません。
また、コピーされた場合も、電子署名・タイムスタンプにより、改ざんすることはできません。

Q4. 電子契約の導入は市場では進んでいるのか？

A4. 課税文書の多い、建設、ハウスメーカー、IT、流通、不動産など幅広い業界で導入が進んできましたが、さらにペーパーレスによる業務効率化・コンプライアンス強化を目的に、製造、金融、医療、人材派遣などのあらゆる業界に広まっています。

FAQ

Q5. 貴社との取引に電子発注は必須か？

A5. 多くの取引先様に電子契約のメリットを享受いただくよう、ご案内しております。但し、電子契約サービスの申込の有無により弊社との取引に影響を及ぼすものではありません。

Q6. 注文請書は従来通り紙に捺印して返送してもよいか？

A6. 電子契約と紙契約の混在はできません。請書も電子署名をお願いします。

Q7. 注文書以外の契約書にも電子契約は利用できるか？

A7. 当面は、弊社フォーマットの注文書・請書の以外の契約は、従来通り紙で運用させていただきます。将来的には電子契約を利用できるよう検討を進めております。

Q8. 発注後に、取消や内容変更があるときは？

A8. 取消注文書か変更注文書を発行いたしますので、請書に署名お願いいたします。変更前の注文請書は、未署名の場合は「受領拒否」の操作をお願いします。

FAQ

Q9. 取得した電子証明書は、他社との電子契約に使えるか？

A9. 他社との取引にはご利用いただけません。
一般の電子証明書にくらべて用途が限定されてしまいますが、安価で購入が可能ですので、ご理解いただきたくよろしくお願いします。

Q10. 会社名での電子署名を取得することは可能か？

A10. 電子証明書は組織に所属する個人に発行されますので。会社名では取得できません。会社および組織の代表者の電子証明書を取得してください。

Q11. 電子署名者は誰でもよいのか？

A11. 従来と同様、決裁権限をお持ちの方を署名者に設定してください。

Q12. もしも将来、貴社が電子契約システムをやめる、もしくは、別のシステムに移行する場合、システムに保管されている文書等のデータの取扱いはどうなるか？

A12. 契約書原本は署名済みPDFファイルのため、原本の有効性は継続します。電子契約システムを移行する場合は当社側でデータの移行を実施します。電子契約システムをやめる場合は、事前にご案内させていただき、保管文書データ及び属性データのダウンロード方法をご案内いたします。
(ダウンロードした原本の有効性は継続します。)